

議案第79号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月13日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市芦辺町 個人

2 損害賠償額 114,000円

3 損害賠償の理由

令和3年9月20日午前7時50分頃、壱岐市勝本町布気触の県道郷ノ浦沼津勝本線において、スクールバス運行業務受託業者の職員が運転する壱岐市公用車（26人乗スクールバス）がサンドーム壱岐バス停へ右折する際、バスを追い越そうとした損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させた。

（提案理由）

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。